

鹿教保第208号

平成22年8月17日

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育庁保健体育課長

受動喫煙防止対策について（通知）

受動喫煙防止につきましては、平成22年3月19日付鹿教保第441号「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について」で通知したところですが、今回、別添写しのとおり鹿児島県保健福祉部長から施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて通知がありました。

つきましては、貴管下の学校の正門、通用門等及び教育施設の出入口における受動喫煙防止対策が図られるよう、よろしくお願いします。

問い合わせ先

担 当：健康教育係 竹下

電 話 099-286-5316



健 増 第 397 号
平成22年 8月11日
(健康増進課扱い)



鹿児島県教育長 殿
(保健体育課扱い)

鹿児島県保健福祉部長

受動喫煙防止対策について (通知)

標記のことについては、平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健局長通知「受動喫煙防止対策について」において、今後の受動喫煙防止対策の基本的な向性等について示されたところでありますが、別添(写し)のとおり施設の出入口付近ある喫煙場所の取り扱いについて通知がありましたので送付します。

(問い合わせ先)

鹿児島県保健福祉部健康増進課
がん対策・歯科保健係 比良

TEL 099-286-2721

FAX 099-286-5556



事務連絡
平成22年7月30日

各〔 都道府県
保健所設置市
特別区長 〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
総務課生活習慣病対策室長

受動喫煙防止対策について

受動喫煙防止対策については、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条及び「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知）以下「通知」という。）において、ご対応頂いているところであるが、以下の点について、問い合わせが多いため、関係方面へのより一層の周知をお願いしたい。

記

○施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて

法第25条では、「受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」ことと規定している。

法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。

なお、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、御配慮頂きたい。